

夢の園保育園 重要事項説明書

1.施設の目的及び運営方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人 歩福社会
事業者の所在地	沖縄市池原二丁目 20 番 21 号
事業者の連絡先	098-938-8662
代表者氏名	理事長 与那嶺 マサ子

(2) 施設の概要

種 別	保育所							
名 称	夢の園保育園							
所在地	沖縄市池原二丁目 20 番 21 号							
連絡先	TEL：098-938-8662 FAX：098-963-6025							
施設長氏名	園長 与那嶺 マサ子							
開設年月日	平成 20 年 4 月 1 日							
利用定員	(2号)	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
	(3号)	6 人	16 人	18 人	18 人	18 人	4 人	80 人
特別保育の実施状況	延長保育事業							
施設の目的及び運営方針	(目的) 社会福祉施設として地域社会に貢献する。又、当園は、適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子どもに対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。 (運営の方針) 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。							

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	638.49 m ²
	園庭	675.00 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造陸・コンクリート屋根かわら重ねぶき(3階建て)
	延べ	65.88 m ²

(4) 主な設備の概要

設 備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	79.05 m ²
ほふく室	1 室	51.93 m ²
保育室	3 室	にじ組：2 歳児クラス 51.05 m ² そら組：3 歳児クラス 69.20 m ² ゆめ組：4 歳児クラス 51.50 m ² 5 歳児クラス 51.98 m ² 合計：223.73 m ²
遊戯室、ホール	1 室	ホール 124.54 m ²
調理室	1 室	27.88 m ²
読書室	1 室	
調乳室	1 室	

(5) 職員体制（令和 8 年 4 月 1 日 現在）

職 種	職務内容	人 数
(1) 園長	施設長は、保育の質向上・職員の資質の向上に取り組みとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。	1 人
(2) 副園長	施設長の補佐や職員の資質向上及び関係機関との連絡、その他庶務に関する業務を行う。	1 人
(3) 主任保育士	施設長を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談及び保育内容について、他の職員を統括する。	1 人
(4) 保育士	保育課程及び指導計画の立案をし、その課程及び計画に基づき全ての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。	9 人 パート 5 名
(5) 保育士補助	保育補助は、保育士の職務を助ける。	4 人

(6) 調理員	調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。	3 人
(7) 看護師	乳幼児の健康状態を把握し、看護日誌の記録を行ったり、当園全般の衛生管理を行う。	1 人
(8) 事務員	園の経理事務、渉外連絡に関する事項。	1 人
(9) その他（嘱託医）	嘱託医は、児童の健康管理に関する業務を行う。	内科医 1 人 歯科医 1 人

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時30分～午後18時30分（11時間）
	保育短時間	午前8時30分～午後16時30分（8時間）
延長保育	保育標準時間	夕：18時30分～19時
	保育短時間	夕：16時30分～18時30分
開所時間	月～金曜日	午前7時30分～午後18時30分
	土曜日	午前7時30分～午後18時30分
休業日	日曜日・祝日 年末年始（12月29日～1月3日） 慰霊の日（6月23日）	

(7) 利用料等

1. 保育料について

毎月の保育料は沖縄市へお支払いください。お支払方法や保育料についてのご相談等がありましたら、沖縄市保育・幼稚園課へお問い合わせください。

2. 実費徴収について

次に掲げる費用は保育料に含まれませんので別途お支払いいただきます。

≪ 給食費 ≫ 副食費 ¥5,000 振込手数料 ¥110（毎月17日口座引き落としになります）

《 延長保育料 》

保育標準時間	登園時より 8 時間超または	(標) 30 分 ￥150
保育短時間	11 時間超の場合	(短) 30 分 ￥150
徴収方法	その日 (利用日払い)	

※ただし、保育標準時間の土曜日は、延長保育はありません。

(8) 提供する特定教育・保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

(9) 給食等について

	提 供 内 容			
	おやつ (10 時)	給 食		おやつ (3 時)
		主 食	副 食	
0 歳児	○	○	○	○
1 歳児	○	○	○	○
2 歳児	○	○	○	○
3 歳児	—	○	○	○
4 歳児	—	○	○	○
5 歳児	—	○	○	○

《給食の提供にあたって》

- ・自園調理：栄養バランスの取れた、温かい食事を提供します。
- ・献立の提供：毎月発行し、毎日の給食やおやつを展示します。
- ・食育の取組：野菜等の栽培、料理体験など、楽しく食べる体験を通して、園児の食への関心を高め、発達段階に応じた「食を営む力」を培います。

《アレルギー対応について》

当園は、「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき適切な対応に努めています。

- ・アレルギー対応
除去食の提供

(10) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

【2号・3号認定こども（保育認定）】

利用者の決定	市が行う利用調整による
退園理由	*2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む） *保護者から退園の申し出があったとき *利用継続が不可能であると市が認めたとき *その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用にあたっての留意事項	*登園は9時30分までにお願いします。 *当日に欠席、又は登園が遅れることを連絡する場合は9時30分までに電話又はコミュなびにてご連絡ください。 *原則として、保育時間内でのお迎えをお願いします。 緊急の場合でお迎えが遅れたり、延長保育を利用する場合には16時30分までに電話でご連絡ください。 *熱が38℃以上ある場合は登園を控えてください。 また、登園後に38℃を超えた場合には、お迎えの連絡をさせていただきます。

(11) 嘱託医

医療機関の名称	医療法人 堅勇会 たけしま歯科・小児歯科
医院長名	竹島 勇
所在地	沖縄市知花 1-25-11
電話番号	098-939-4211

(12) 嘱託歯科医

医療機関の名称	医療法人 じねん沖縄
理事長名	朝倉 秋乃
所在地	沖縄市山里 1-1-2 (パーチェ山里 301)
電話番号	098-989-5601

(13) 緊急時における対応方法

特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

【管轄する消防署】

消防署名	沖縄市消防署
所在地	沖縄市美里 5-29-1
電話番号	098-929-1190

【管轄する警察署】

警察署名	沖縄警察署
所在地	沖縄市山里 2-4-20
電話番号	098-932-0110

(14) 非常災害対策

防火管理者	与那嶺 マサ子
消防計画届出年月日	7年8月12日
避難訓練	火災・不審者・地震・津波等の避難及び消火を想定した訓練を月1回実施します。
防災設備	消火器、誘導灯、火災通報装置を備えています。
緊急時の連絡手段	電話、専用メール、専用ホームページ等での情報提供

(15) 虐待の防止のための措置

当園は、利用子どもの人権擁護、虐待の防止等のため責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

当園の職員及び職員であったものは、正当な理由がなく、その業務上知り得た情報、子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

当園は小学校、ほかの特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合を除く。

(16) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	嘉手納 郁子	主任保育士
相談・苦情解決責任者	与那嶺 マサ子	園長
第三者委員	伊佐 京子	098-917-0503 ラポール保育園 園長
	喜友名 朝敬	098-937-5922 池原自治会長

【要望・苦情等への対応方法】

受付方法：面接・電話・文書などの方法により相談・要望・苦情を受け付けている。

要望・苦情を受付けた場合には、適切に対応し改善を図るよう努める。

(17) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	ほいくのほけん 園賠償責任保険
保険の内容	園児の傷害事故補償
保険金額	入園時確定後決定

(18) 個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供にあたって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。